

総務委員長報告

令和3年9月定例会（10月8日）

総務委員長報告をいたします。

今定例会において総務委員会に付託されました議案のうち、既に9月9日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「令和3年度島根県一般会計補正予算（第6号）」など予算案5件、「島根県県税条例の一部を改正する条例」など条例案2件、「専決処分事件の報告及び承認について」など一般事件案3件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決・承認すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、第99号議案「令和3年度島根県一般会計補正予算（第6号）」のうち、政策企画局所管分についてであります。

委員から、地方創生で人口減少を防ぐための、しまねのイメージ発信事業の予算の組み方について、補正予算が当初予算の2倍になっている理由について質問があり、執行部からは、国からの財源を活用しながら補正予算と当初予算を一体型で組んでおり、来年度予定していた事業の前倒しや、今後数年間にわたるコンテンツをしっかりと作り出すことにより、取り組んでいかなければならない地方創生の動きを、若者が進路を決定あるいは検討し始めるこのタイミングでしっかり強化していきたいとの回答がありました。

また、委員から、しまねのイメージ発信事業がどれだけ効果を発揮しているかはUターン者数がどれほど増えているかが指標になると思われるが、令和2年度はUターン者数が前年度より減少している。この事業にそれらは加味されているのかとの質問があり、執行部からは、相談者数は増えており、イメージ発信できっかけを作ったうえで、働く場所や住まいなどの実際の移住につながる具体的な支援とセットでUターン・Iターンの増加につなげていきたいとの回答がありました。

次に、承認第10号議案「専決処分事件の報告及び承認について」のうち、防災部所管分についてであります。

令和3年7月及び8月の大雨、台風第9号に係る補正予算について、委員から、島

根県被災者生活再建支援事業や被災者生活再建臨時支援事業では、どれくらいの世帯の利用があるのかとの質問があり、執行部からは、現在、各市町において、被害調査や被災世帯からの申請受け付けなどの事務手続きを進めているところであり、結果がまとまれば報告する、との回答がありました。

次に、第99号議案「令和3年度島根県一般会計補正予算（第6号）」のうち警察本部所管分についてであります。

委員から、災害が増え、犯罪が複雑化している中での予算として、治安を守る、安全安心な地域を守るという業務の性格上、例えば緊急の犯罪や災害等の対策に充てられる予算を準備しておく必要があるのではないかとの意見があり、執行部からは、来年度以降検討していきたいとの説明がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第28号は、島根県議会において平成25年6月26日付で決議された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書」の撤回決議を求めるもので、平成30年2月定例会及び令和元年6月定例会から令和3年6月定例会までの各定例会において審査し、「不採択」とした請願と同趣旨のものであります。

委員からは、日韓問題は外交問題であり、本来県議会で議論すべきではないと思いつつも、日本政府は事実の解明や世界にどう伝えるかに苦慮している中で、県議会の意見書は、国益を損なわないようなものであるべきではないかとの意見がありました。他の委員からは、政府は「河野談話は否定できない」と言っているので、これに基づく女性の人権への配慮を求めた意見書を撤回する必要はない。平成25年6月の意見書の撤回を求める請願については、論調はずっと同じであり引き続き反対であるとの意見がありました。最終的には挙手採決の結果、賛成少数により「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

また、同じく新規の請願第29号は、インボイス制度中止を求めるものであります。本請願については、この制度が消費税の軽減税率導入に伴い、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として導入されたものであり、税の公平性からも必要な施策であるとの意見があり、全会一致をもって「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

なお、継続審査中の請願については、いずれも現状に大きな変化がなく、結論に至る状況にないことから、引き続き「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

地域振興部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「島根県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画（素案）」については、委員から、「小さな拠点構想」をどういう形で進めていくのか、生活要件の満たされた地域をどこまで確保するかを考えた時に、今のやり方は、暫定措置のように見える。もっと様々な措置を講じていかないと中山間、離島地域は守れない。今のペースでは間に合わない。次の世代につなげるために、今こういうことをやっている、という意義を基本的に示すべきだとの意見があり、執行部からは、「小さな拠点づくり」について、国はコンパクトシティの考え方を示すが、島根はそうではなく、より広い複数の公民館エリアで生活機能を確保する取組をしていく方向性であり、どうしても残ってしまう人たちをどうするかについて、次の展開も考えていきたいとの回答がありました。

また、執行部から報告のありました「生活交通ネットワーク総合支援事業の見直しについて」では、委員から、ドア to ドアを求める住民ニーズに合っていないことから、地域のバス路線は、ほとんどが赤字となっており、見直しを行う上で、市町村とよく話して仕掛けていく必要があるのではないかととの意見があり、執行部からは、今回の見直しの目的は、まさにそこにあり、市町村にきっかけを与える見直しであると考えている。デマンド交通を見直し、乗用タクシーに切り替える考えも出てきているとの回答がありました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。